

I 総 説

- 1 沿 革
- 2 南部福祉事務所管内図
- 3 庁舎案内図
- 4 福祉事務所の組織と所掌
 - 1) 組織・定数等
 - 2) 各班の所掌事務
- 5 所内相談業務案内
- 6 決算状況
- 7 生活保護費返還金関係

1 沿 革

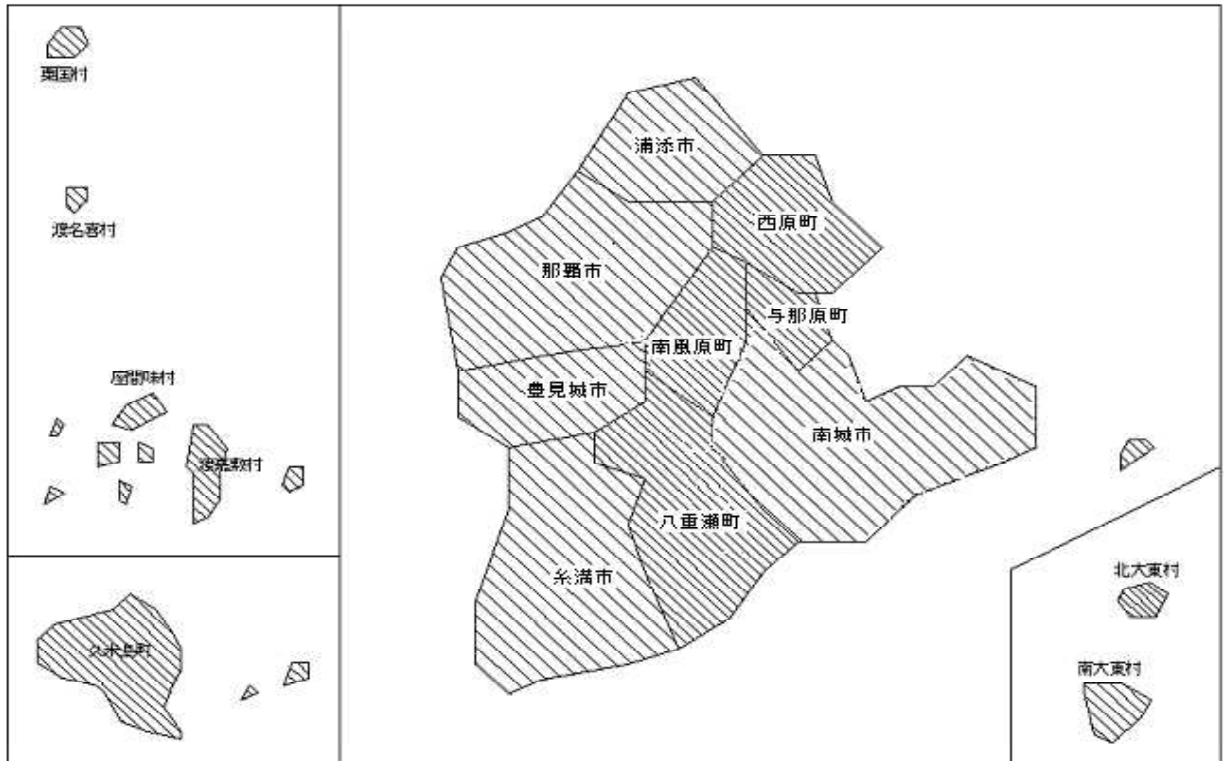
昭和 27年4月1日	琉球政府創立
29年8月	琉球政府事務部局組織改正に伴い、南部地区を管轄する南部福祉事務所が設置され、那覇市美栄橋町の沖縄中央児童相談所の2階に事務所が置かれる。事務所発足と同時に庶務係、保護係が設置され各係に主任が置かれ福祉三法の業務が開始される。
30年10月	南部福祉事務所は那覇福祉事務所と改称され、沖縄中央児童相談所2階から那覇市美栄橋町の玉寄洋服店2階に移転する。
32年11月26日	琉球政府行政事務部局組織法の改正により、庶務係、保護係をそれぞれ庶務課、保護課の二課制となる。
33年	那覇市美栄橋町の琉球結核予防会の2階に移転する。
35年6月9日	保護課に査察指導員が配置される。
38年7月16日	那覇市字与儀585番地に独立した庁舎の建設に伴い移転する。
47年5月15日	本土復帰に伴い、那覇福祉事務所は沖縄県南部福祉事務所と改称され福祉課が新設され、三課制となる。庶務課は、総務課と改称され、地域指導員が配置される。復帰前、中部福祉事務所の管轄にあった西原村が福祉地区の一部変更に伴い、南部福祉事務所に移管され、管轄区域18町村となる。 更に、本土法の適用により、那覇市福祉事務所の新設に伴い、社会福関係業務が移管され、家庭児童相談室の新設。
48年1月1日	糸満市福祉事務所の新設に伴い、社会福祉関係業務が移管される。
53年4月1日	機構改革により総務課長兼務の次長制が敷かれるとともに、査察指導員が主任主事と改められ格付が図られる。
6月1日	婦人相談業務の集中管理に伴い、婦人相談所へ業務が移管される。
56年9月14日	住居変更に関する法律に基づき、新しい住居表示制度によって那覇市与儀1丁目1番24号に所在地変更される。

57年 3月31日	庁舎の増改築工事（1階87.45㎡、2階104.40㎡）、総床面積548.25㎡（1階265.65㎡、2階282.60㎡）。
59年 4月 1日	福祉事務所の機構改革によりこれまでの次長兼総務課長から次長兼保護課長に、また地域福祉担当指導員が廃止となる。
平成 元年 2月 4日	那覇市与儀1丁目3番1号沖縄県南部合同庁舎内に移転（1階保護課・福祉課・2階総務課）
5年 4月 1日	老人福祉法及び身体障害者福祉法の改正に伴い、老人及び身体障害者の措置権事務が町村に移管される。
6年 4月 1日	福祉事務所の組織機構の一部改正により総務課が総務調整課となり、福祉指導主事が配置される。また福祉課は地域福祉課となる。
7年 7月22日	那覇市旭町1番地沖縄県南部合同庁舎内に移転（1階保護課・地域福祉課・2階総務調整課）
9年 4月 1日	町村社会福祉協議会の指導監査事務が県生活福祉部福祉総務課監査指導班から引継れる。
10年 4月 1日	沖縄県組織改正により生活福祉部が福祉保健部となる。
14年 4月 1日	沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉事務所と南部保健所が統合し、南部福祉保健所となる。これに伴い組織は、企画課、福祉課、地域保健課、健康推進課、生活環境課の5課体制となり、福祉課は保護班と地域福祉班の2班体制となる。 母子、寡婦福祉相談業務の浦添市分が管轄区域の変更に伴い中部福祉事務所より委譲される。 豊見城市福祉事務所の新設に伴い、社会福祉関係業務が移管される。
15年 4月 1日	支援費制度施行に伴って、知的障害者の施設入所の事務が町村に移管される。
8月10日	支援費制度に関する市町村指導及び指定居宅支援事業者等への実施指導が福祉保健所の業務として規定される。

17年4月1日	<p>介護保険法による居宅サービス事業者及び介護支援事業者の指定・変更及び指導・監査が福祉事務所の業務として規定される。</p>
17年10月27日	<p>児童福祉法改正により市町村が要保護児童の通告機関として規定されたことから町に児童相談業務が移管される。</p>
18年1月4日	<p>南城市福祉事務所の新設に伴い、社会福祉関係業務が移管される。</p>
18年4月1日	<p>支援費制度から障害者自立支援法に制度改正される。障害者自立支援法による市町村指導及び障害福祉サービス事業所等への指導・監査が福祉事務所の業務として規定される。</p> <p>沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉保健所の組織が、企画課、福祉課、地域保健課、健康推進課、生活環境課の5課体制から、総務福祉班、生活保護班、生活環境班、健康推進班、地域保健班の5班体制となる。また、企画調整スタッフが所長の下に置かれる。</p>
23年4月1日	<p>沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉保健所の組織が、総務福祉班、生活保護班、地域保健班、健康推進班、生活環境班の5班体制から、総務企画班、地域福祉班、生活保護班、地域保健班、健康推進班、生活環境班の6班体制となり、企画スタッフが総務企画班に再編される。</p> <p>女性相談員による相談窓口として、「南部配偶者暴力相談支援センター」が設置される。</p>
25年4月1日	<p>沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉保健所の組織は、総務企画班、地域福祉班、生活保護班、健康推進班、地域保健班、生活衛生班、環境保全班の7班体制となった。</p>
28年4月1日	<p>沖縄県行政組織規則の一部改正により、南部福祉保健所が南部保健所と南部福祉事務所に分離再編となる。これに伴い南部福祉事務所は総務班、地域福祉班、生活保護班の3班体制となる。</p>

2 南部福祉事務所管内図（R4.4月現在）

□ 南部福祉事務所管轄（5市・5町・6村）



※ 南部圏域（16市町村）を所管する県福祉事務所としての機能と11町村の郡部福祉事務所（生活保護等）としての機能を併せ持つ組織です。

（郡部福祉事務所の業務）

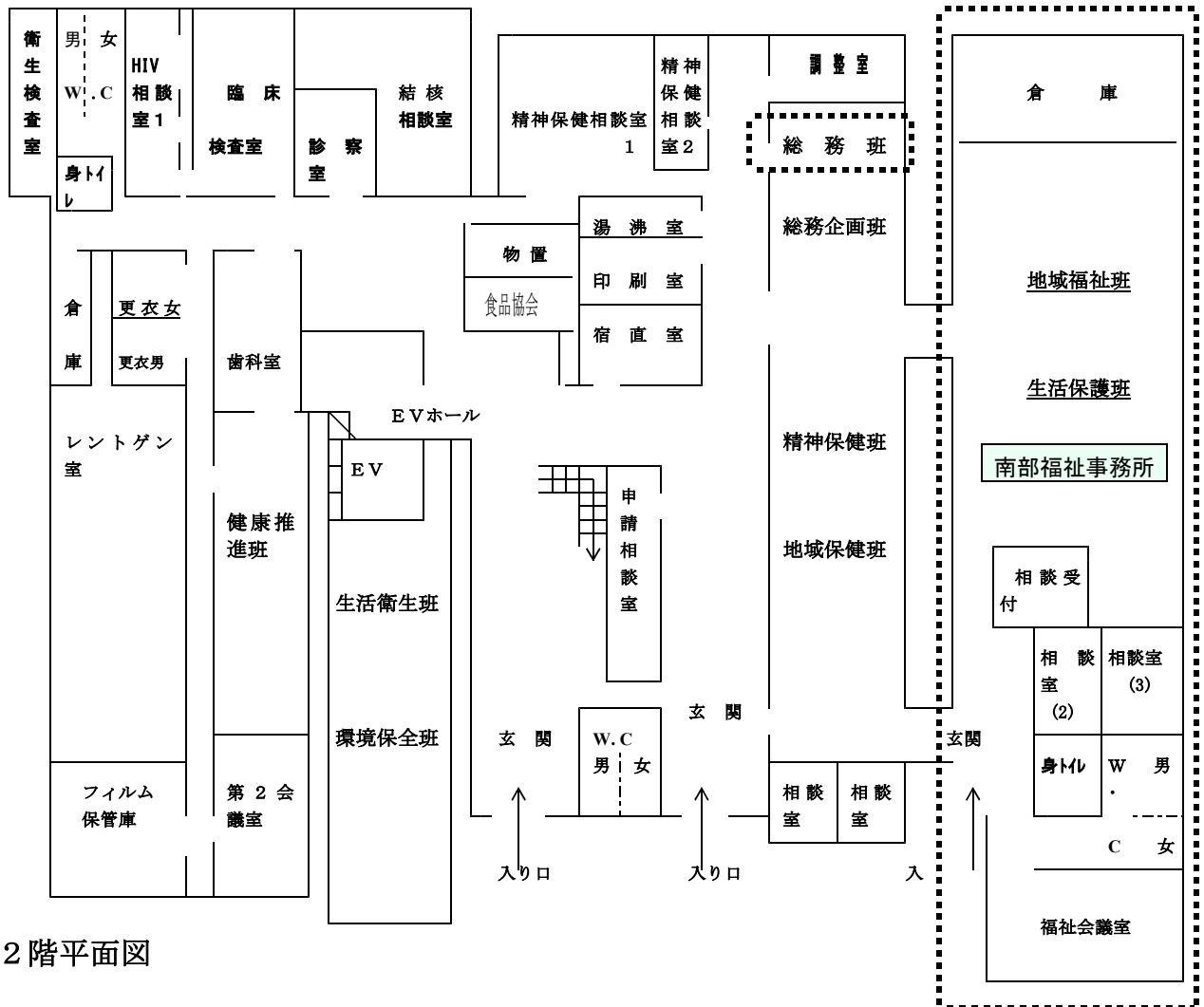
- 生活保護業務、家庭児童相談室、助産施設、特別障害者手当等の支給事務、生活困窮者自立支援業務等

（圏域対象の福祉事務所業務）

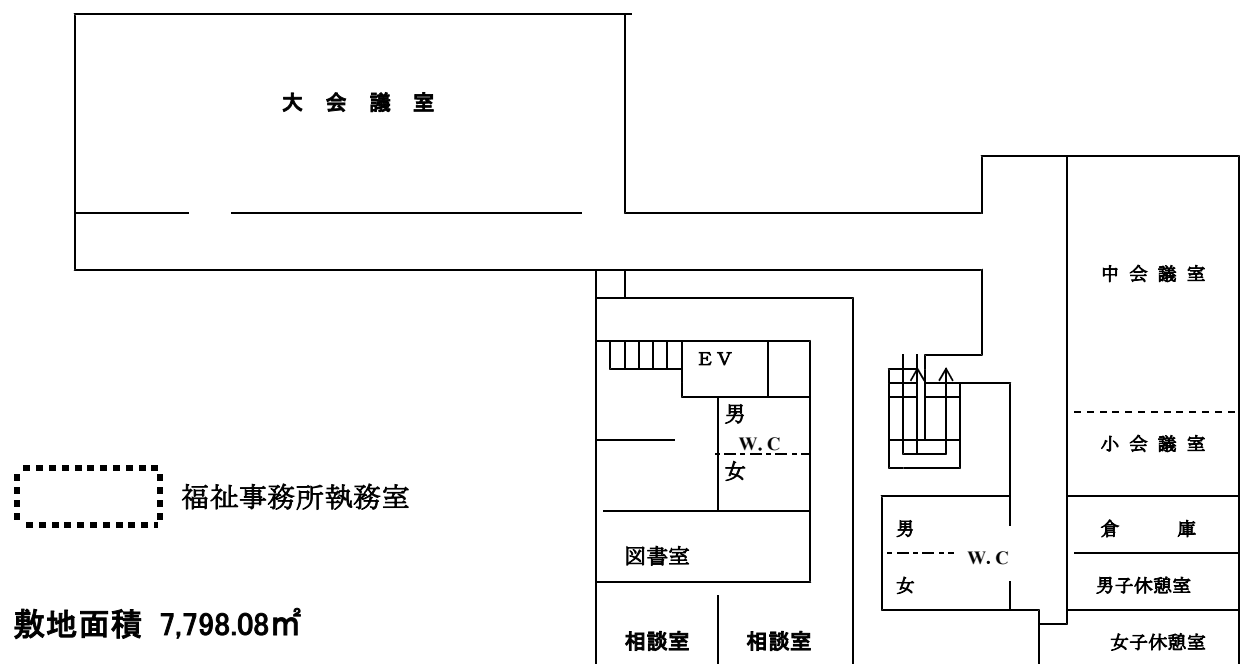
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付業務、配偶者間暴力（DV）相談事業、民生委員・児童委員の活動費等支給、障害者総合支援法に基づく指導業務、介護保険事業者の指定・指導業務（那覇市を除く）等

3 庁舎案内図 (R4. 4月現在)

1 階平面図



2 階平面図

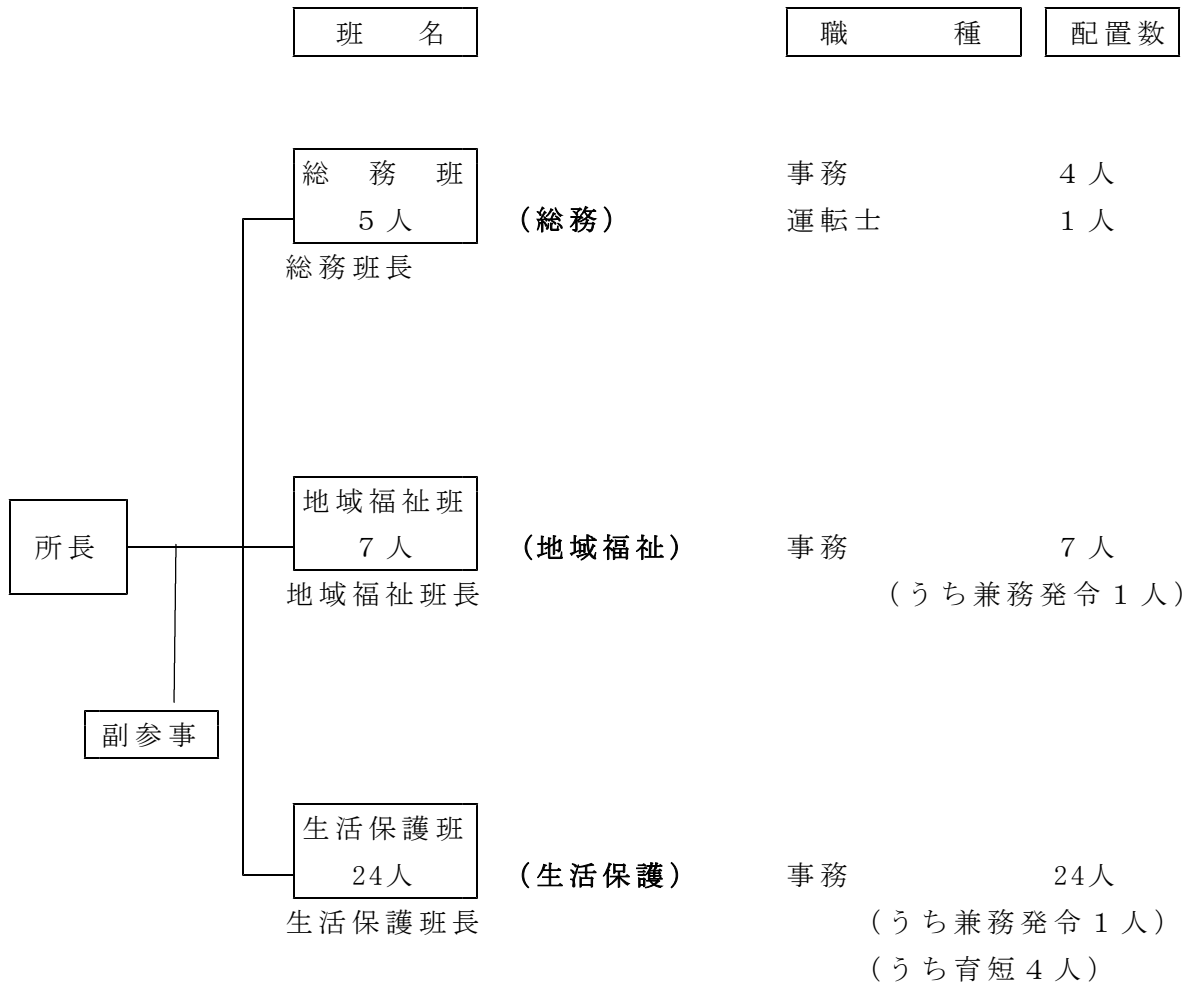


敷地面積 7,798.08㎡

4 南部福祉事務所の組織と所掌

1) 組織・定数等

令和4年4月15日現在 (定数36人)



2) 各班の所掌事務

総務班

- (1) 公印の管理に関する事
- (2) 所属の職員の身分、服務、研修、給与及び福利厚生に関する事
- (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事
- (4) 予算経理、その他の会計事務に関する事
- (5) 所管する財産の管理に関する事
- (6) 一般会計の債権（生活保護返還金等）に関する事
- (7) 扶助費等の支出経理に関する事
- (8) 南部福祉事務所活動概況に関する事
- (9) 前各号のほか庶務一般に関する事
- (10) 他の内部組織の分掌に属しない事務に関する事

地域福祉班

- (1) 児童福祉に関する事
- (2) 母子父子寡婦福祉に関する事
- (3) 老人福祉に関する事
- (4) 障害者福祉法に関する事
- (5) 管内町村の児童福祉行政（保育所）に係る指導監査に関する事
- (6) 管内町村の自立支援給付支給事務及び障害者サービス事業者等の実施指導に関する事
- (7) 特別障害者手当等に関する事
- (8) 障害者相談支援事業に関する事
- (9) 市町村等関係機関との連絡調整に関する事（他班に係る事項を除く）
- (10) 家庭児童相談室の運営に関する事
- (11) 介護保険法に基づく事業者の指定及び変更等に関する事
- (12) 介護保険事業所の実地指導及び監査に関する事
- (13) DV被害者面接相談業務に関する事
- (14) 民生委員及び児童委員に関する事
- (15) 生活困窮者自立支援に関する事

生活保護班

- (1) 生活保護法施行事務に関する事

5 所内相談業務案内

令和4年4月1日現在

業 務 内 容		実施曜日	時 間		担当班	電話番号
			午前	午後		
生活保護に関する相談		月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	生活保護班	889-0015 889-7150
そ の 他 相 談	児童福祉に関する相談 (家庭児童相談室)	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00	地域福祉班	889-6364
	女性問題(DV等)に関する相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00		
	母子父子寡婦福祉に関する 相談	月～金	8:30～12:00	1:00～5:00		

6 決算状況

令和4年度歳入・歳出状況

単位：千円

歳 入				歳 出	
科 目	収入額	未済額			
一 般 会 計				一 般 会 計	
(款) 分 担 金 及 び 負 担 金	1,173	1,867	(款) 民 生 費	1,745,107	
(項) 負 担 金	1,173	1,867	(項) 社 会 福 祉 費	119,413	
(目) 民 生 費 負 担 金	1,173	1,867	(目) 社 会 福 祉 総 務 費	40,871	
(節) 児 童 福 祉 施 設 負 担 金	1,173	1,867	(目) 障 害 者 福 祉 費	74,898	
(節) 知 的 障 害 者 援 護 施 設 負 担 金	0	0	(目) 老 人 福 祉 費	3,418	
(款) 諸 収 入	49,717	74,184	(目) 障 害 者 自 立 支 援 諸 費	226	
(項) 貸 付 金 元 利 収 入	0	0	(項) 児 童 福 祉 費	53,939	
(目) 民 生 貸 付 金 元 利 収 入	0	0	(目) 児 童 福 祉 総 務 費	19,678	
(節) 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	0	0	(目) 児 童 措 置 費	5,042	
(項) 雑 入	49,717	74,184	(目) 母 子 福 祉 費	29,219	
(目) 雑 入	49,717	74,184	(目) 児 童 福 祉 施 設 費	0	
(節) 生 活 保 護 返 還 金	49,226	45,724	(項) 生 活 保 護 費	1,571,755	
(節) 雑 入	491	28,460	(目) 生 活 保 護 総 務 費	80,111	
			(目) 生 活 保 護 扶 助 費	1,491,644	
特 別 会 計				特 別 会 計	
(款) 諸 収 入	53,878	27,908	(款) 総 務 費	665	
(項) 貸 付 金 元 利 収 入	53,783	27,609	(項) 総 務 管 理 費	665	
(目) 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 貸 付 金 元 利 収 入	53,783	27,609	(目) 人 事 管 理 費	665	
(節) 貸 付 金 元 金 収 入	53,763	27,334	(款) 衛 生 費	9	
(節) 貸 付 金 利 子 収 入	20	275	(項) 公 衆 衛 生 費	0	
(項) 雑 入	95	299	(目) ハ ン セ ン 病 対 策 費	0	
(目) 違 約 金 及 び 延 納 利 息	95	299	(項) 医 薬 費	9	
(節) 違 約 金 及 び 延 納 利 息	95	299	(目) 医 務 費	9	
			(款) 民 生 費	58,283	
			(項) 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	58,283	
			(目) 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	58,283	

※千円未満の端数は四捨五入

7 生活保護費返還金関係

(1) 生活保護費返還金歳入決算額(令和2年度～令和4年度)

(単位:円)

年度	調定額(a)	収入済額(b)	収入率 b/a	a-b	不納欠損	収入未済額	未済率 d/a
令和2年度(計)	143,213,429	60,750,554	42.4%	82,462,875	5,679,776	76,783,099	53.6%
過年度	78,345,123	11,052,719	14.1%	67,292,404	5,679,776	61,612,628	78.6%
現年度	64,868,306	49,697,835	76.6%	15,170,471	0	15,170,471	23.4%
令和3年度(計)	114,705,682	44,860,512	39.1%	69,845,170	4,318,688	65,526,482	57.1%
過年度	57,732,883	2,457,160	4.3%	55,275,723	4,318,688	50,957,035	88.3%
現年度	56,972,799	42,403,352	74.4%	14,569,447	0	14,569,447	25.6%
令和4年度(計)	132,791,943	49,335,575	37.2%	83,456,368	9,582,586	73,873,782	55.6%
過年度	55,062,026	1,687,193	3.1%	53,374,833	9,582,586	43,792,247	79.5%
現年度	77,729,917	47,648,382	61.3%	30,081,535	0	30,081,535	38.7%

(2) 生活保護返還金における収入未済額(滞納額)の推移 単位:円

